

2019年度学童保育利用補助事業実施要項

1. 趣旨

この事業は、埼玉大学（以下「本学」という。）に在職する女性研究者の研究活動と育児の両立を支援するために、学童保育を利用した際に、その利用料金の一部を育児支援の一環として補助することにより、女性研究者の研究と家庭生活の両立を支援するために実施する。

2. 利用者

本学に在職する女性の常勤教員で、小学生の子どもを養育する者を利用者とする。

3. 補助事業期間

2019年4月1日から2020年3月31日

4. 補助の内容

利用者の子が上記期間中に学童保育を利用した場合、その利用料金を補助するものとする。ただし、利用者1人につき年間10,000円までを補助額の上限とする。なお、予算の範囲内で補助事業を実施しますので、ご留意願います。

※学童保育実施にあたり、利用料金以外の食費、教材費、行事費、交通費、登録料等は補助対象外とする。

5. 利用申請方法

補助事業の利用を希望する者は、学童保育利用補助事業利用申請書（別紙様式1）に6の必要書類を添えて、学童保育利用後速やかに男女共同参画室（事務担当：総務部人事課）へ申請するものとする。

6. 補助の請求手続き等

補助事業の利用を希望する者は、学童保育利用後速やかに以下の書類を、男女共同参画室（事務担当：総務部人事課）へ提出するものとする。

- （1）学童保育事業者に支払った利用料金がかかる書類（利用料金、支払い状況が確認できるもの）
- （2）学童保育を利用したことが分かる書類の写し（学童保育室入所決定通知書等）

男女共同参画室において適正な申請を受け付けた後、補助金額を決定し、決定後速やかに利用者へ通知します。なお、原則として適正な補助の請求を受け付けた翌月末までに補助額を口座振込します。

7. 申請書提出・問い合わせ先

男女共同参画室事務担当 総務部人事課教職員係 牧

Tel：048-858-9627（内線 3181）

E-mail：Diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp